

賛助会員規約

(規約の定義)

第1条 定款第7条により、本協会に設ける賛助会員制度の運営、その他については、本規約の定めるところによる。

(賛助会員制度)

第2条 当協会は、企業や団体などが発信した情報が、受信者にとって「見やすく、わかりやすく、伝わりやすく」デザインされているかを研究し、情報の伝達効率を高め、発信者と受信者とのコミュニケーションを円滑にすること（コミュニケーションのユニバーサル化という）によって、企業活動の活性化と生活者中心の暮らしやすい社会の実現を両立して、経済の発展や公益の増進に寄与することを目的とする。

賛助会員制度は、本協会に対する協力及び事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第3条 賛助会員の資格を有するものは、本協会の活動の主旨に賛同し、本協会の事業の円滑な実施に協力しようとするものとする。

但し、本協会の社員総会における議決権は、有しない。

(賛助会員に対する事業)

第4条 本協会は、第1条及び第2条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本協会が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本協会又は会員との、情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他、第1条及び第2条の目的を達成するために必要な事業

(入会)

第5条 賛助会員たる資格を有する者は、本協会の承諾を得て、入会するものとする。

- 2 前項の諾否は、理事長が決するものとする
- 3 賛助会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより会費を納付するものとする

(会費)

第6条 賛助会員は、年会費を毎年6月末までに納入するものとする。

- 2 会費の額は、法人・団体会員は1口100,000円/年とし、1口以上を負担するものとし、別に定める基準により本協会と協議のうえ、決定するものとする。尚、法人は規模に応じて相応の口数とする。個人会員は、1口12,000円とする。
- 3 当協会の事業年度（4月1日に始まり翌年3月31日に終了）の第3四半期（12月）を越えて入会する場合の初年度年会費は、前項の金額の半額とする。

(退 会)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本協会に「退会届」を提出し、退会するものとする。

(会員の資格の喪失)

第8条 当協会の賛助会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 個人会員が、後見開始または保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 個人会員本人が死亡若しくは、失踪宣言を受けたとき
- (4) 会員である法人・団体が消滅したとき
- (5) 1年以上会費を滞納したとき

(再入会)

第9条 再入会のときは、年会費に加えて1年分の年会費を、支払うものとする。

(除 名)

第10条 本協会は、次の各号の一つに該当する賛助会員を、除名することができる。

- (1) 当協会の定款または規約に違反したとき
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(守秘義務契約)

第11条 賛助会員に入会するにあたり、当協会と守秘義務を別途締結するものとする。

(その他)

第12条 賛助会員について、本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会の定めるところによる。

付 則 本規約は、2019年4月1日より施行する。